

有望品種の選定に関する公募の実施について

1 目的

県産農産物の競争力強化に資する品種（以下「有望品種」という。）の選定のために実施する公募に関して必要な事項を定める。

2 公募内容

有望品種の候補となる稻品種

（参考）有望品種の指定要件

- ア 安定的な販路が確保され、標準的な品種と概ね同等以上の所得が得られるもの
- イ 過去3年間に県内での作付け実績があるもの
- ウ 県内で100ha以上作付けされており、5年以内に20%以上の作付面積の拡大が見込まれるもの

3 応募者の要件

- (1) 当該品種を生産または販売する農業者の組織する団体
- (2) 当該品種の育成者
- (3) 当該品種の生産者が所在する市町及び地域農業再生協議会

4 公募の手続きについて

(1) 期間

令和7(2025)年12月24日(水)～令和8(2026)年1月30日(金)17:00 ※必着

(2) 提出書類

- ア 有望品種応募用紙（様式）
- イ 応募者の要件を確認できる資料（定款、組織の規約・規程、構成員名簿等）
- ウ 添付書類一式

(3) 提出先

栃木県農政部生産振興課 農産担当
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館12階
電話番号：028-623-2326
Email：seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにより、栃木県農政部生産振興課農産担当宛て提出してください。
なお、提出に当たっては、メールの件名を「有望品種の応募書類（応募者名）」としてください。

5 選定方法

有望品種の選定に関する要領第5条に基づき有望品種意見聴取会を開催し、応募のあつた品種について関係者の意見を聴取した上で選定する。

6 その他

- (1) 提出いただきました書類（データ）については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 必要に応じ、応募者に対しヒアリングを実施いたします。
- (3) 有望品種に指定された場合、応募に際し提供された資料及び情報を、県が行う栽培技術指導等に活用いたします。